

通達甲（交. 免本. 講2）第7号

平成21年5月29日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

認知機能検査実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、認知機能検査実施要綱を制定し、平成21年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、運転免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならなくなったことに伴い、新たに要綱を制定し、検査業務の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 認知機能検査の計画責任者を運転免許本部運転者教育課長とした。
- 2 認知機能検査の実施方法を定めた。

別添

認知機能検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項及び法第101条の7第3項に規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

検査の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 検査の実施体制

1 検査の実施者

検査の実施者は、運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、島部警察署長及び東京都公安委員会から委託を受けて検査を行う者（以下「委託検査者」という。）とする。

2 免許本部長は、検査業務の適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長を検査計画責任者として、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 検査実施の総括に関すること。
- (2) 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 委託検査者の審査及び指導監督に関すること。
- (4) その他検査業務の適正な運用に関すること。

第4 検査員の心構え

1 高齢運転者の安全運転を支援するという検査の目的を受検者に分かりやすく説明し、自動車運転の継続を希望する受検者の誤解を招く言動がないよう留意するものとする。

- 2 検査は、専門の医師による認知症の診断とは異なるということに留意するものとする。
- 3 受検する75歳以上の高齢者の心情に配慮して検査を行うものとする。
- 4 個人情報である検査結果の取扱いには十分に注意するものとする。

第5 通知書の送付

法第101条の4第3項第2号に定める事項を記載した書面は、高齢者講習実施要綱(平成10年9月28日通達甲(交. 免本. 管)第21号)第6の1の講習通知書とする。

第6 検査の受検手続

1 受検申請の受理

受検申請の受理は、都規則別記様式第14の3の受検申請書の提出を受けて行うものとする。

2 受検者の確認

受検に際しては、法第101条の4第3項の規定により送付した書面及び免許証により、受検者であることを確認するものとする。

第7 検査の実施方法

1 施行規則第26条の3に規定する方法により、検査を実施するものとする。

2 検査の実施後、採点した点を施行規則第29条の3第1項の式に代入し、算出した総合点により結果の判定を行うものとする。

3 結果の判定は、総合点により次の3つに分類して行うものとする。

(1) 総合点が49点未満の者

記憶力及び判断力が低くなっている者(第1分類)

(2) 総合点が49点以上76点未満の者

記憶力及び判断力が少し低くなっている者(第2分類)

(3) 総合点が76点以上の者

記憶力及び判断力に心配のない者(第3分類)

4 検査の採点、総合点の算出及び結果の判定については、必ず複数人による点検を行うものとする。

5 検査実施時の基本的留意事項は次のとおりとする。

(1) 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けて座席を配置

すること。

- (2) 1回当たりの受検者の数は、10人以下とすること。ただし、検査員の資格を有する者が補助者として検査に加わる場合は、15人以下とすることができる。
- (3) 次に掲げる者については、個別又は事後に検査を行うこと。
 - ア 検査員の説明が聞き取れないと認められる者
 - イ 検査員の説明が理解できないと認められる者
 - ウ 注意力が散漫で検査に耐えられないと認められる者
 - エ 不正行為を行っているとして認められる者
 - オ その他個別又は事後に検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

第8 結果通知書の交付

- 1 検査の実施者は、受検者に対し、別記様式第1号から別記様式第3号までの「認知機能検査結果通知書」を交付するものとする。
- 2 前1の通知書を交付したときは、別記様式第4号の「認知機能検査結果通知書交付(受払)簿」に記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

第9 検査実施結果の報告等

1 随時の報告等

(1) 島部警察署長が検査を実施する場合

島部警察署長は、検査終了の都度速やかに、別記様式第5の「認知機能検査(更新等)結果報告書」、別記様式第6の「認知機能検査(臨時)結果報告書」又は別記様式第7の「認知機能検査(任意)結果報告書」により、検査結果を免許本部長(運転者教育課経由)に通知するものとする。

(2) 委託検査者が検査を実施する場合

免許本部長は、委託検査者に対し、検査終了の都度速やかに、別記様式第8の「認知機能検査(更新等)結果通知書」、別記様式第9の「認知機能検査(臨時)結果通知書」又は別記様式第10の「認知機能検査(任意)結果通知書」により、府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長又は江東運転免許試験場長のいずれか経由で検査結果の報告を求めるものとする。

2 月間の報告等

(1) 島部警察署長が検査を実施する場合

島部警察署長は、別記様式第11号の「認知機能検査実施結果通知書」、別記様式第12号の「認知機能検査（特定失効者）実施結果通知書」又は別記様式第13号の「認知機能検査（特定取消処分者）実施結果通知書」により、翌月5日までに毎月の検査の実施結果を免許本部長（運転者教育課経由）に通知するものとする。

(2) 委託検査者が検査を実施する場合

免許本部長は、委託検査者に対し、別記様式第14号の「認知機能検査実施結果報告書」、別記様式第15号の「認知機能検査（特定失効者）実施結果報告書」又は別記様式第16号の「認知機能検査（特定取消処分者）実施結果報告書」により、翌月5日までに毎月の検査の実施結果の報告を求め、検査の実施状況を明らかにしておくものとする。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

し めい
氏 名

様

せいねんがつび
生年月日

けんさほしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A

てん
点)

(B

てん
点)

(C

てん
点)

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。
きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反を
しんろへんこう あいず おく けいこう こうんごうん
したり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運
てん じゅうぶんちゅうい いし かぞく そうだん
転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談される
ことをお勧めします。
また、りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の
しんだんしよ ていしゆつ し こうあんいんかい
診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。
このしんだん けつか にんちしよ うんてんめんきよ
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許
とりけ ていし ぎようせいしよぶん たいしよ
の取消し、停止という行政処分の対象となります。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじよう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしやこうしゆう にんちきのうけんさ けつか ちと じつし こうれいしや
高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者
こうしゆう じゆこう さい しよめん かなら じさん
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

東京都公安委員会



認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部運転者教育課（高齢者講習担当）までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

氏名

様

生年月日

検査場所

総合点

点

(A) 点

(B) 点

(C) 点

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反を
したり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車を運転するときは、

- ・ 信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機
意識しながら運転すること。
- ・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識
がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
- ・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろ
と横の安全の確認を必ず行うこと。

などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

東京都公安委員会



認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部運転者教育課（高齢者講習担当）までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

し めい
氏 名

様

せいねんがつび
生年月日

けんきほしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A

てん
点)

(B

てん
点)

(C

てん
点)

きおくりよく はんだんりよく しんばい
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんばい う
記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく
こうれいしやこうしゆう しどう ちゆうい あんぜん
高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全
うんてん ところ
運転に心がけてください。

また、こじんさ はありますが、かうれい により しんたい きのう へんか
ことから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに
じぶんじしん しんたい きのう じようたい つね じかく おう
応じた うんてん
運転をすることがたいせつ
大切です。

これからも ゆだん
油断することなく、てきど きんちよう しんちよう わす
適度な緊張と慎重さを忘れない
ようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじよう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしやこうしゆう にんちきのうけんさ けつか ちと じつし ころれいしや
高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者
こうしゆう じゆこう さい しようめん かなら じさん
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

東京都公安委員会



認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部運転者教育課（高齢者講習担当）までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記様式第 5 号

認知機能検査（更新等）結果通知書

月 日

警察署

番号	氏 名		免許証番号	生 年 月 日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検 査 得 点				検査結果	
				元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 6 号

認知機能検査（臨時）結果通知書

月 日

警察署

番号	氏 名		免許証番号	生 年 月 日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検 査 得 点				検査結果	
				元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

認知機能検査（任意）結果通知書

月 日

警察署

番号	氏名		免許証番号	生年月日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検査得点				検査結果	
				元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 8 号

認知機能検査（更新等）結果報告書

月 日 委託検査者名 _____

番号	氏 名	免許証番号	生 年 月 日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検 査 得 点				検査結果	
			元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第9号

認知機能検査（臨時）結果報告書

月 日 委託検査者名 _____

番号	氏名		免許証番号	生年月日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検査得点				検査結果	
				元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

認知機能検査（任意）結果報告書

月 日 委託検査者名 _____

番号	氏名		免許証番号	生年月日					検査場所及び検査番号		検査年月日			検査得点				検査結果	
				元号	年	月	日	性別	場所番号	検査番号	年	月	日	見当識	再生	描画	総合得点		分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運転免許本部長殿

警察署長

認知機能検査実施結果通知書 (月分)

実施月日	認知機能検査 結果別受検者数					備考
	受検者数 任意受検者数	第1分類	第2分類	第3分類	合計	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
合計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 2 ()内は、女性の内数を計上すること。
 3 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。

通知 () 第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

認知機能検査（特定失効者）実施結果通知書（ 月分）

実 施 月 日	認知機能検査（特定失効者） 結果別受検者数					備 考
	受検者数	第1分類	第2分類	第3分類	合 計	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

合 計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

特定失効者の氏名	生年月日	住 所
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	

- 注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
- 2 ()内は、女性の内数を計上すること。
- 3 記載欄は、実施日数又は受検者数に応じて適宜増減することができる。

通知 () 第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

認知機能検査（特定取消処分者）実施結果通知書（ 月分）

実 施 月 日	認知機能検査（特定取消処分者） 結果別受検者数				備 考	
	受検者数	第1分類	第2分類	第3分類		合 計
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

合 計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

特定取消処分者の氏名	生年月日	住 所
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	

- 注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
- 2 ()内は、女性の内数を計上すること。
- 3 記載欄は、実施日数又は受検者数に応じて適宜増減することができる。

運転免許本部長殿

(委託検査者)

認知機能検査実施結果報告書 (月分)

実施月日	認知機能検査 結果別受検者数					備考
	受検者数 任意受検者数	第1分類	第2分類	第3分類	合計	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

合計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	臨時受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
	任意受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

- 注1 発行者は、委託検査者の名称を記載すること。
 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
 4 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。

運 転 免 許 本 部 長 殿

(委託検査者)

認知機能検査（特定失効者）実施結果報告書（ 月分）

実施月日	認知機能検査（特定失効者）結果別受検者数					備 考
	受検者数	第1分類	第2分類	第3分類	合 計	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

合 計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

特定失効者の氏名	生年月日	住 所
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	

- 注1 発行者は、委託検査者の名称を記載すること。
- 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
- 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
- 4 記載欄は、実施日数又は受検者数に応じて適宜増減することができる。

運 転 免 許 本 部 長 殿

(委託検査者)

認知機能検査（特定取消処分者）実施結果報告書（ 月分）

実施月日	講習予備検査（特定取消処分者） 結果別受検者数					備 考
	受検者数	第1分類	第2分類	第3分類	合 計	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	
月 日	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

合 計	実施回数	回				
	受検者数	名 (名)	名 (名)	名 (名)	名 (名)	

特定取消処分者の氏名	生年月日	住 所
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	

- 注1 発行者は、委託検査者の名称を記載すること。
- 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
- 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
- 4 記載欄は、実施日数又は受検者数に応じて適宜増減することができる。